

# 公益社団法人静岡県栄養士会

## 役員選任規程

### 第1章 総則

(目的)

第1条 公益社団法人静岡県栄養士会定款第21条に定める役員を選任にあたって、公正を図ることを目的に本規程を定める。

(期日と承認)

第2条 役員選挙は2年毎に行い、定時総会にて承認を得る。ただし、役員任期途中の欠員補充についてはこの限りでない。

### 第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会の設置)

第3条 定款細則第12条の理事及び監事の候補者を選出するため、理事会の承認を得て選挙管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の構成並びに委員長の選任及び代表権)

第4条 委員会は、4名の選挙管理委員(以下「委員」という。)で構成し、委員長は委員の互選とする。

2 委員はその選挙の候補者となることはできない。

(委員の選出方法及び任期)

第5条 会長は正会員の中から選挙告示3ヶ月前までに4名の委員を任命する。その任期は2年とし、補欠による委員は前任者の残任期間とする。ただし、円滑に運営するために2名は原則として再任する。

(委員会の職務)

第6条 委員会は次の職務を行う。

- (1) 選挙に関する告示
- (2) 立候補届の受理及び立候補者の公示
- (3) 選挙人名簿の整備
- (4) 投票及び開票の管理、投票の有効と無効の判定
- (5) 当選の確認及び会員への報告
- (6) 異議申立ての受理及び決定
- (7) その他、選挙並びに信任に関する事項

(選挙の告示並びに期日)

第7条 委員会は、投票期間の初日の40日以前に正会員に選挙告示をしなければならない。

2 前項の告示は、概ね次の要領により行うこととする。

- (1) 選挙すべき役員の種類及び数
- (2) 立候補届出期間及び立候補届出場所
- (3) 選挙方法と投票期間
- (4) 理事候補者の決定及び選挙結果の発表
- (5) 選挙管理者の設置
- (6) 開票の日時及び場所

3 立候補の届出期間は、告示後15日(当日消印有効)以内とする。但し、補欠選挙、再選挙はこの限りではない。

### 第3章 選挙

(立候補者の資格及び届出)

第8条 立候補しようとする者は、委員会の定める日までに定められた様式により、次のいずれかに立候補するかを明確に示し、委員長に届出なければならない。

ただし、日本栄養士会代議員は、他の役職を兼ねることができる。

- (1) 代表理事
- (2) 職域理事
- (3) 事業理事
- (4) 監事
- (5) 日本栄養士会代議員

2 前項第4号以外の立候補資格は、2年以上継続正会員である者とする。

(資格の喪失)

第9条 立候補届の内容に不備、虚偽、若しくは不正があったとき及び届出期日に遅れたときは立候補資格を喪失する。

(候補者一覧表の告示)

第10条 委員会は、届出順に候補者一覧表を作成し、投票期間初日の15日前までに正会員に告示しなければならない。

(選挙時期の通知)

第11条 会長は、役員の任期満了による選挙について告示40日前までに、理事会において決定した次期理事数等、その旨を委員会に通知しなければならない。

(投票の種別)

第12条 投票は、すべて直接無記名投票とする。

(投票の方法)

第13条 投票は、理事選挙投票用紙にある全ての立候補者について意思を示すこととする。

(理事の役職及び理事数)

第14条 定款細則第12条の選出の理事数は次のとおりとする。

- |                  |        |
|------------------|--------|
| (1) 代表理事(会長・副会長) | 3名     |
| (2) 職域理事         | 6名     |
| (3) 事業理事         | 8名～16名 |

2 次期理事数は、選挙告示前までに選挙管理委員会に通知するものとする。

(投票の効力)

第15条 投票は、正会員の過半数以上の投票がなければ有効でない。

2 委員会は、結果を総会に報告しなければならない。

(投票の無効)

第16条 次の投票はこれを無効とする。

- (1) 定められた用紙を用いないもの
- (2) 定められたもの以外の記号又は文字を記入したもの

(選挙の成立)

第17条 投票されたもののうち過半数以上が有効投票でなければ選挙は成立しない。

(当選)

第18条 有効投票の多数を得たものより順次、当選者とし、同数の時は決選投票による。但し、当落に関係ない場合は行わない。

#### 第4章 投票、開票の管理

(選挙管理者の設置)

第19条 委員会は、選挙の適正を期するため選挙管理者若干名を置かなければならない。

2 選挙管理者は選挙の際の投票、開票の立会管理を行うこととする。

#### 第5章 信任投票及び推薦委員会

(役員の信任、推薦委員会)

第20条 立候補者がその定数以内のときは、信任投票に付さなければならない。

2 信任投票は、有効投票の過半数の不信任があった場合は、委員長はこれを信任と定めることはできない。

3 前項の規定により不信任者があり定数を満たさない場合又は立候補者が定数に満たないときは、委員長は推薦委員会を開催し、不足する役員の数の候補者を推薦し総会で承認を得なければならない。

4 推薦委員会は委員長が指名し3名で構成する。

5 推薦委員会の議長は委員長が務める。委員長は、必要により会長等に経過の説明を求めることができる。

#### 第6章 異議の申立

(選挙の効力に対する異議の申立)

第21条 この規定によって行う選挙の効力に関し異議ある会員は、選挙の日から10日(当日消印有効)以内に文書で委員会に対して異議の申立をすることができる。

(選挙効力の決定)

第21条 前条の規定による異議の申立があった場合、この規定に違反すると認められるときは、選挙の結果に異動の及ぼす恐れがある場合に限り、委員会はその選挙の一部の無効を決定し処理しなければならない。

附則

- 1 この規程は、平成23年12月10日より施行する。
- 2 この規程は、平成25年10月1日より施行する。
- 3 この規程は、2023年12月9日より施行する。